

千葉県農地集約化促進事業配分基準

令和8年8月7日付け農振第684号

農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」とする。）別記2の第9の3（1）の規定により、農地集約化促進事業配分基準を以下のとおり定める。

第1 事業実施の考え方

農地集約化促進事業は、国から県に配分された予算の範囲内で実施するものであることを踏まえ、県はあらかじめ配分基準を定めておく。

なお、優先順位等は以下のとおりとする。

各タイプの優先順位

優先順位は、集約化加速タイプ、地域集約化実現タイプの順とする。

第2 集約化加速タイプ配分基準

- 1 優先順位は、中山間地域、一般地域の順とする。
- 2 「団地面積の割合」が高い地域から配分する。

第3 地域集約化実現タイプ配分基準

- 1 優先順位は、中山間地域、一般地域の順とする。
- 2 「機構の活用率」が高い地域から配分する。

表 配分の優先順位

優先 順位	交付要件を満たす地域の区分	支援金の交付を優先する地域
1	中山間地域において、集約化加速タイプの交付要件を満たす地域	「団地面積の割合」が高い地域
2	一般地域において、集約化加速タイプの交付要件を満たす地域	「団地面積の割合」が高い地域
3	中山間地域において、地域集約化実現タイプの交付要件を満たす地域	「機構の活用率」が高い地域
4	一般地域において、地域集約化実現タイプの交付要件を満たす地域	「機構の活用率」が高い地域

※中山間地域とは、農林統計上用いられている地域区分（旧市町村別）の中間農業地域又は山間農業地域に該当する地域とする。

【用語の定義】

1 団地

以下のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない2筆以上の隣接する農地をいう。

- ① 畦畔で接続する農地
- ② 農道又は水路等を挟んで接続する農地
- ③ 各々一隅で接続する農地
- ④ 段状に接続する農地
- ⑤ 借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

2 機構の活用率

実施要綱別記2の第5の3の(3)に定められた計算方法により算出する。

$\text{機構の活用率（累積）} = \frac{\text{機構への貸付総面積}}{\text{「地域」の農地面積}}$
